

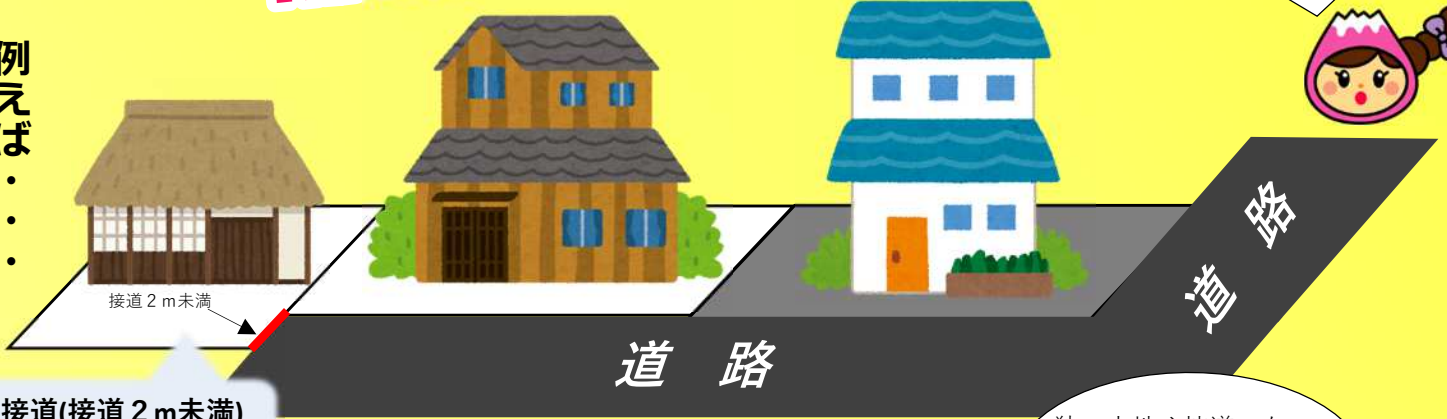
2コ1に最大 **50万円**?!

**狭小地や未接道地の解消に
補助金を交付します!**

法人も
対象!

このままだと奥のお家は
建替えができず、いずれ
放置されてしまうかも。
どうすればいいのかな?

例えば...



未接道(接道 2 m 未満)
であるために建替えな
どができない土地

狭い土地や接道のない
土地でも、ニコイチに
すれば区画も大きく素敵
なお家が建てられるね!

こんな場合に



どんな場合に対象に?

- ・隣地を購入して既存住宅等を解体し、2区画分の土地に建替えを行う。
- ・自宅の敷地拡大のために隣地を購入し、既存住宅等の解体後に庭や駐車場にする。

どんな費用が対象経費?

- ・隣地の取得費用
- ・隣地の取得に係る仲介手数料
- ・測量及び明示費用
- ・登記費用

他に要件はあるの?

- ・土地が2 m以上接している
- ・狭小地等に既存住宅等がある場合にはいずれか1軒は解体する
- ・統合後の土地は一体で利用等

統合の区分	補助額	備考
狭小地とその隣地	対象経費の3分の1 最大30万円	狭小地：70㎡未満の土地
未接道地とその隣地	対象経費の2分の1 最大50万円	未接道地：道路に2m以上接しておらず、建替えなど ができない土地

補助金交付までの流れ

事前相談	補助制度の詳細説明を行いながら、補助金の対象となる事業内容や経費の確認、申請書類等の案内を行います。 必ず事前相談をしてから申請 するようにしてください。
申請	指定の様式に必要な事項を記入の上、右記書類を添えて申請書を建築指導課に提出してください。 郵送による申請の場合は切手を貼付した返信用封筒が必要 となります。
交付決定	必要に応じて現地調査を行うなど、申請内容を審査した上で適正と認められた場合は、申請者の希望に応じて交付決定通知書を窓口又は郵送にて交付します。
隣地統合	交付決定通知書の交付後に補助対象事業 （売買契約の締結や測量、所有権移転登記、既存住宅等の解体など）を実施し、 必ず年度内に完了 させてください。
実績報告	補助対象事業完了後1か月以内 に右記書類を添えて実績報告書を提出してください。 あらかじめ必要書類の確認を済ませた上で申請や隣地統合 を行うようにしてください。
補助額確定	実績報告の内容を審査し、補助対象事業の成果（結果）が交付決定の内容に適合すると認められた場合は、申請者の希望に応じて確定通知書を窓口又は郵送にて交付します。
請求	確定通知書の交付後に請求書 を提出してください。補助金の振込先は 申請者名義の金融機関の口座 を指定してください。
補助金交付	請求書を受付してから、おおむね2・3週間以内に補助金を交付します。

申請書の添付書類一覧

- ・案内図（住宅地図等）
- ・登記事項証明書（所有地・取得予定地両方）
- ・所有者確認書類（身分証等）
- ・見積書等（事業費が確認できるもの）
- ・現況写真
- ・誓約書（指定様式）
- ・公図
- ・未接道の確認書類（未接道地の場合のみ）



申請期限は**1月末まで**なので、気を付けてください！

実績報告書の添付書類一覧

- ・売買契約書
- ・登記事項証明書（名義変更後の取得地）
- ・既存住宅等の解体確認書類
- ・領収証等（支払いが確認できるもの）

必ず事前相談をすることで対象の可否の確認をお願いします。申請書などの書類一式は市ホームページからダウンロードできます。



その他留意事項

所有地と取得予定地は2m以上接している必要があります。

統合の際の合筆は要件となっておりませんが、1つの住宅等の用地として一体で利用する必要があります。

統合後の申請は対象外となるため必ず事前に相談してください。

補助の対象となるのは、既存住宅等が立地している土地のみとなります。

統合後の土地は接道を満たしている必要があります。

実績報告の時までに対象となる狭小地等に既存住宅等がある場合にはいずれか1軒は解体する必要があります。

相続や生前贈与に係る隣地統合は補助対象外となります。

土砂災害警戒区域内の土地に係る隣地統合は補助対象外となります。

申請者が個人・法人に関わらず、申請時点で隣地統合に係る土地のいずれか一方を所有している必要があります。

補助金の額は、統合の区分に応じ30万円・50万円のいずれか一方のみとなります。

既存住宅等：申請時点で対象となる土地に立地している戸建て住宅や共同住宅等のこと

問合せ

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800-1 ☎ 049-252-7127

